

# 転籍届

令和6年5月10日届出

埼玉県戸田市長殿

# 転籍届の書き方

- 文字は、正確、丁寧に記載してください。
- 届出に使用した印鑑をお持ちください。
- 消せるボールペン等は使用しないでください。

本籍	東京都千代田区九段南1丁目6			番地 番	
	(よみかた) とだ いちろう 筆頭者の氏名 戸田 一郎			住所と同じ地番が使えない場合があります。記入前に 新本籍地の市区町村までご確認ください。 本籍の表示には、マンション名や部屋番号は入りません。	
新しい本籍	埼玉県戸田市上戸田1丁目18				番地 番
名のみ書いて ください。 おなじ戸籍 にある人	筆頭者 (名) (よみかた) いちろう 一郎	(住所・・・住民登録をしているところ) 埼玉県 戸田市上戸田1丁目18	番地 番 1 号	(世帯主の氏名) 戸田 一郎	住定年月日 ..
	配偶者 とりこ 鳥子	同上	番地 番 号	同上	..
	たろう 太郎	同上	番地 番 号	同上	..
	さぶろう 三郎	埼玉県 戸田市上戸田4丁目8	番地 番 1号 <small>(戸田アパート101号室)</small>	戸田 三郎	..
			番地 番 号		..
その他	筆頭者と配偶者(いる場合)お二人の署名 が必要になります。				
届出人署名 (押印は任意) 生年月日	筆頭者 戸田 一郎 印 昭和31年1月1日	配偶者 戸田 鳥子 印 昭和32年2月2日			

届出人	転籍する人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意、届出人全員の契印が必要)に書いてください。				
資格	親権者(父 養父) 未成年後見人	親権者(母 養母) 未成年後見人			
【注意事項】	1. 転籍届を提出しただけでは住所に異動は生じません。			番地	号
	2. 転居、転出、転入等がある方は別途手続きが必要となります。			番	
署名 (押印は任意) 生年月日	3. お名前前の文字等は、戸籍に記載されている通り正確に記入してください。			筆頭者	の氏名
	4. また、届出により氏名の文字が変わることがあります。			番	
5. 転籍届を提出してから新しい戸籍証明書を交付できるようになるまでには日数がかかります。					
6. また、現在の戸籍の記載内容がすべて移記されるとは限りません。ご了承ください。					
署名 (押印は任意) 生年月日			印	印	
年 月 日			年 月 日		

昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。  
携帯電話でも構いません。

連絡先	電話 (048) 441-1800 番
	自宅・勤務先・呼出 方